【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年７月３日
【会社名】	児玉化学工業株式会社
【英訳名】	KODAMA CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　豊　島　哲　郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本石町一丁目２番２号（三菱ケミカルビル）
【電話番号】	03(3279)4900（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務部長　　大　洞　豪　将
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本石町一丁目２番２号（三菱ケミカルビル）
【電話番号】	03(3279)4900（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務部長　　大　洞　豪　将
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成30年６月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年６月27日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　株式併合の件

イ　併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、１０株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

ロ　株式併合の効力発生日

平成30年10月１日

ハ　効力発生日における発行可能株式総数

10,000,000株

第２号議案　定款一部変更の件

イ　併合する株式の種類及び割合

第1号議案「株式の併合」が承認可決されることを条件として、平成30年10月１日をもって、併合割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第５条を変更するとともに、単位株式数を１,０００株から１００株に変更するため現行定款第７条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年10月１日をもって効力が発生する旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。

ロ　変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、<u>１億</u>株とする。 （単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、<u>1,000万</u>株とする。 （単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。
（新設）	<u>附則</u> <u>本定款第５条及び７条の変更は、当社第91回定時株主総会の第1号議案に係る株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く）５名選任の件

豊島哲郎、斎木均、江頭明彦、磯野行宏及び齋藤義一を取締役に選任するものであります。

第４号議案　監査等委員１名選任の件

遠藤健二を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 株式併合の件	15,827	299	0	(注) 1	可決　98.15
第２号議案 定款一部変更の件	15,849	278	0	(注) 1	可決　98.28
第３号議案 取締役５名選任の件					
豊　島　哲　郎	15,851	276	0	(注) 2	可決　98.29
斎　木　　均	15,847	280	0		可決　98.26
江　頭　明　彦	15,846	281	0		可決　98.26
磯　野　行　宏	15,861	266	0		可決　98.35
齋　藤　義　一	15,856	271	0		可決　98.32
第４号議案 監査等委員１名選任の件				(注) 2	
遠　藤　健　二	15,893	234	0		可決　98.55

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。